

なら食と農の魅力創造国際大学校 フードクリエイティブ学科 外国語教授業務説明書

I 業務概要

1. 業務の目的

平成28年4月に開校する、なら食と農の魅力創造国際大学校（以下、「大学校」という。）フードクリエイティブ学科のカリキュラムの一つとして、飲食サービス業において外国人客に対応でき、将来的に国際的な活躍が期待できる人材を育成するために開講する外国語科目の授業を実施する。

2. 業務委託期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）までとする。

3. 委託上限額

- ・委託額は、2,551千円（消費税および地方消費税の額を含む）を上限とする。
- ・各年度の委託額は、以下の額を上限とする。
 - 平成28年度 565千円
 - 平成29年度 993千円
 - 平成30年度 993千円
- ・ただし、消費税率の変更がなされた場合は、その率に見合った額の変更を行うものとする。

4. 業務

英会話及び初級フランス語を内容とした外国語授業の実施。

(1) 到達目標

①授業対象者の想定語学力

英会話：高等学校卒業程度
フランス語：初心者

②到達目標（2年間を通じた目標）

英会話：日常英会話を修得するとともに、レストランにおける接客や料理の説明が英語でできるようになること。
フランス語：フランス語のアルファベット・発音のルールを学び、調理現場で使われる食材や調理方法、メニュー等の単語を理解し、簡単な挨拶会話がフランス語でできるようになること。

(2) 業務内容

- ①（1）の到達目標を2年間で達成するための、下記の要件を満たしたカリキュラムの提案、テキストの選定、必要資料の作成、授業の実施、試験の実施、成績評価。

平成28年度

- ・授業対象 フードクリエイティブ学科 1年生（20名）
- ・授業時間 90分/回
- ・授業回数 32回（英会話とフランス語の授業回数の合計）
- ・授業頻度 週1回（原則として毎週同一曜日の1限目（8:50～10:20）又は2限目（10:30～12:00）を想定）

平成29年度及び平成30年度

- ・授業対象 フードクリエイティブ学科 1年生及び2年生（各学年20名）
- ・授業時間 90分/回
- ・授業回数 各学年 32回、計 64回（英会話とフランス語の授業回数の合計）
- ・授業頻度 各学年 週1回、計 週2回
（1年生、2年生の授業を同日に実施し、原則として毎週同一曜日の1限目（8:50～10:20）及び2限目（10:30～12:00）を想定）

- ②①の本業務を円滑に遂行するために必要な大学校職員との連絡調整、打合せ等の付帯業務。

(3) 主たる業務場所

なら食と農の魅力創造国際大学校 安倍校舎（奈良県桜井市大字高家2217番地）
（業務場所までの交通費及び連絡調整に必要な費用を委託料に含むこと。）

5. 参加資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目 Q 役務の提供・7 諸サービス・⑮ その他サービスに登録をしている者であること。または、技術提案書の提出時まで資格審査申請を終えていること。
- (2) 本件業務と同類の業務を実施した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税および地方税を滞納していない者であること。
- (5) 奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者および禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人でないこと。
- (9) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (10) 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人でないこと。
- (11) 上記（9）および（10）並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人でないこと。
- (12) 役員等（役員および経営に事実上参加している者。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人でないこと。
- (13) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人でないこと。

6. 成果物

各年度毎に県が指定する日までに、下記の書類を提出すること。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 委託業務実施報告書

II 参加表明書の提出

1. 参加表明書の作成及び提出方法

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、様式1-1に示すとおりとする。

参加資格を確認するために、様式1-2に同類業務実績（平成24年度から平成26年度までの実績、最大5件）を記載すること。なお、同類業務とは、英会話及びフランス語の授業実施業務（受講者が3名以下のグループレッスンは除く）とする。

(2) 受付期間

平成28年1月6日（水）から平成28年1月19日（火）の午後5時まで。

ただし、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

(3) 提出先

奈良県農林部

なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室

なら食と農の魅力創造国際大学校係

TEL 0744-46-9700（直通）、FAX 0744-46-3370

住所 〒633-0044 奈良県桜井市大字高家2217番地

(4) 提出物および提出部数

- ・様式1-1 参加表明書 1部
- ・様式1-2 参加表明者の同類業務実績 1部

(5) 提出方法

持参または郵送。

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

2. 参加表明書の作成に関する質問の受付

(1) 受付期間

平成28年1月13日(水)の午後5時まで。

ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月31日奈良県条例第32号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。

(2) 提出先

Ⅱの1の(3)の提出先と同じ。

(3) 提出方法

FAXで提出し、電話にて受信の確認をすること。

担当者名および連絡先(電話番号、FAX番号)を明記すること。

(4) 回答

平成28年1月15日(金)までに、全質問に対する回答を奈良県農林部なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室ホームページにおいて公表する。

3. 技術提案書の提出を依頼する者の選定

参加表明書を審査し、参加表明書を提出した者のうち下記の要件を満たす者を技術提案書の提出を依頼する者として選定する。なお、参加資格を有すると確認された者が6者以上の場合、書類審査を行い、技術提案書の提出者を上位5位まで選定する。

(1) 奈良県における競争入札参加資格に関する要件

参加表明書を提出する者は、奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目Q 役務の提供・7 諸サービス・⑮ その他サービスに登録をしている者であることとする。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、技術提案書の提出時までに資格審査申請を終えていることを条件とし、様式1-1に資格審査申請予定年月日を記載すること。

(参考) 奈良県物品購入等競争入札参加資格審査の申請についての問い合わせ先

奈良県会計局総務課調達契約係 電話 0742-27-8908

(2) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、1の(2)業務内容に示す同類業務について、平成24年度から平成26年度までに1件以上の実績を有さなければならない。なお、同類業務とは、英会話及びフランス語の授業実施業務(受講者が3名以下のグループレッスンは除く)とし、それぞれ1件以上の実績を有することを要件とする。様式1-2に実績を各5件まで記載できるものとする。

4. 選定、非選定の通知

(1) 参加表明書を提出した者には、技術提案書の提出依頼または非選定の通知を行う。このうち、選定しなかった者に対しては、その理由を書面により通知する。

(2) 非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日(県の休日を除く)以内にその理由の説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、書面により行うこととし、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して5日(県の休日を除く)以内の消印で郵送する。

(4) 非選定理由の説明書請求の受付方法、場所および受付期間は以下のとおり。

・受付方法: 持参または郵送。

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

・受付場所: Ⅱの1の(3)の提出先と同じ。

Ⅲ 技術提案書の提出

1. 技術提案書の作成及び提出方法

(1) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、様式2-1～3に示すとおりとする。

技術提案書には事業の目的及び業務内容を踏まえ、次の事項について記載すること。

【様式2-2 実施体制】

実施体制及び業務の分担について、総括責任者、各業務責任者、英会話及びフランス語教授担当者等を、その実績及び経験年数を含めて具体的に明記すること。

A4版2ページ以内に記載すること。(片面印刷とする。カラー可。縦向き・横向きどちらでも可。)文字サイズは図表を除き10.5ポイントとする。

【様式2-3 企画提案】

下記の各項目について、A4版10ページ以内に記載すること。(片面印刷とする。カラー可。縦向き・横向きどちらでも可。)文字サイズは図表を除き10.5ポイントとする。

①授業実施計画(必須項目)

Iの4の(1)の到達目標の達成に向けた、1年生及び2年生の英会話及びフランス語の授業実施計画を記載すること。

②授業構成内容(必須項目)

英会話、フランス語の授業のうち任意の1回分について、想定する使用テキストと授業の構成内容例を具体的に記載すること。

③その他の効果的な授業実施等の提案(任意項目)

Iの4の(1)の到達目標の達成に向け、本大学校フードクエリティブ学科の特徴を踏まえ、学生の学習意欲を喚起し、効果的なその他の授業実施等について提案する場合は、具体的に記載すること。

【共通事項】

技術提案書の作成に当たっては、次の資料を参考とすること

- ・参考資料1：なら食と農の魅力創造国際大学校案内パンフレット
- ・参考資料2：フードクリエイティブ学科時間割(案)(1年生)

(2) 技術提案書作成上の留意事項

- ①技術提案書には、提出者(再委託先を含む)を特定することができる内容の記述(具体的な社名やロゴマーク等)を記載しないこと。記載がある場合はその項目を無効とする。
- ②技術提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法に拠るものとする。
- ③技術提案書の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ④提出された技術提案書は返却しない。また、技術提案書を無断で他に使用することは出来ない。
- ⑤技術提案書がこの書面および別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効とする。
- ⑥技術提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

(3) 受付期間

平成28年1月25日(月)から平成28年2月5日(金)の午後5時まで

ただし、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

(4) 提出先

IIの1の(3)の提出先と同じ。

(5) 提出物および提出部数

- | | |
|--------------|-----------|
| ・様式2-1 技術提案書 | 1部 |
| ・様式2-2 実施体制 | 正本1部、副本5部 |
| ・様式2-3 企画提案 | 正本1部、副本5部 |
| ・参考見積書(任意様式) | 1部 |

(6) 提出方法

持参または郵送。

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

2. 技術提案書作成に関する質問の受付

(1) 受付期間

平成28年1月29日（金）の午後5時まで。

ただし、受信の確認は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

(2) 提出先

Ⅱの1の（3）の提出先と同じ。

(3) 提出方法

FAXで提出し、電話にて受信の確認をすること。

担当者名および連絡先（電話番号、FAX番号）を明記すること。

(4) 回答

平成28年2月2日（火）までに、全質問に対する回答を奈良県農林部なら食と農の魅力創造国際大
学校・農業研究開発センター開設準備室ホームページにおいて公表する。

3. 技術提案書を選定するための評価基準（案）

技術提案書の評価基準（案）は下記のとおりとする。なお、正式な評価基準については技術提案書提出
依頼時に示す。

評価項目	評価基準
業務実績・ 実施体制	本件業務と同類の業務を実施した実績がある
	業務を遂行するために必要な体制・人員が確保されており、到達目標の達成が期待できる
企画力	業務の趣旨を十分理解し、目的に合致した提案となっている
	到達目標の達成が期待できる授業実施計画を立案している
	学生の想定語学力を踏まえ、かつ到達目標の達成が期待できる、テキスト及び授業構成内容を提案している
	その他の効果的な授業実施の提案が提案されている
業務コスト の妥当性	提案内容を実現するための経費が漏れなく盛り込まれており、妥当な金額である

4. 特定、非特定の通知

- (1) 技術提案書を提出した者には、特定または非特定を通知する。このうち、特定しなかった者に対しては、その理由を書面により通知する。
- (2) 非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を求めることができる。
- (3) 上記（2）の回答は、書面により行うこととし、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日（県の休日を除く）以内の消印で郵送する。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付方法、場所および受付期間は以下のとおりとする。
 - ・受付方法：持参または郵送。
※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。
 - ・受付場所：Ⅱの1の（3）の提出先と同じ

5. その他留意事項

- (1) 特定者は、契約書の作成を要する。
- (2) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の技術提案書を無効とする。
- (3) 技術提案書提出期限後における記載内容の変更（追加）は、原則として認めない。

- (4) 提出された技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。特定を行う作業の終了後には裁断して廃棄する。
- (5) 提出された技術提案書およびその複製は、技術提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 技術提案書提出後も、随意契約の相手方として特定されるまでは、辞退することができる。また、辞退したことを理由として以後の特定等に不利益な取り扱いを受けるものではない。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

奈良県農林部長 殿

参 加 表 明 書

- ・業務の名称 なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科 外国語教授業務
- ・履行期限 平成 31 年 3 月 29 日

標記業務のプロポーザルについて関心がありますので、参加表明します。

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

担当部署
氏 名
電話番号
Fax 番号
E-mail

※ 奈良県競争入札参加資格の状況について、いずれかを選択し記入欄に記載すること。

- 奈良県競争入札参加有資格者 登録番号 ()
- 奈良県競争入札参加資格を有していない者
資格審査申請予定年月日 ()

同類業務の実績（平成24～26年度の実績を最大5件報告してください。）

No	事業名 (事業主体)	①英会話授業	②フランス語授業
○	【記入例】 ○○業務 (○○大学、 ○○会社 等)	<input type="checkbox"/> 実施時期：平成○年○月○日 ～平成○年○月○日 <input type="checkbox"/> 実施回数：○○回 <input type="checkbox"/> 受講対象：○○学部○年生 <input type="checkbox"/> 1回あたり受講人数：○○人	<input type="checkbox"/> 実施時期：平成○年○月○日 ～平成○年○月○日 <input type="checkbox"/> 実施回数：○○回 <input type="checkbox"/> 受講対象：新入社員 <input type="checkbox"/> 1回あたり受講人数：○○人
1			
2			
3			
4			
5			

(注)・①・②について、授業実施実績（受講者が3名以下のグループレッスンを除く）を、各1件以上、最大5件まで記入すること。(同一事業でなくても可)

- ・記入例を参考に、実施時期、実施回数、受講対象、1回あたり受講人数が分かるように記載すること。
- ・各欄は必要に応じて拡大・縮小して構わない。記入欄が不足する場合は、複数ページとなっても良い。

様式2-1

技 術 提 案 書

業務の名称 なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科 外国語教授業務

平成 年 月 日付けで提出依頼のあった標記業務について、技術提案書を提出
します。

平成 年 月 日

奈良県農林部長 殿

(提出者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(作成者)

担当部署

氏名

電話番号

Fax 番号

E-mail

様式 2 - 2

実施体制

- (注) ・様式内に提出者を特定することができる会社名等（社章やロゴマーク等を含む）を記載しないこと。
- ・内容は A 4 版 2 ページ以内に記載すること。また、用紙に片面で印刷すること。
 - ・文字サイズは、図表を除いて 10.5 ポイントとすること。
 - ・記載内容が複数のページにわたる場合はページ数を記入すること。
 - ・実施体制については、わかりやすく図表等を用いて説明すること。また、担当者を明記すること。

様式2-3

企画提案

1. 授業実施計画（必須項目）

※業務説明書のIの4の(1)の到達目標の達成に向けた、1年生及び2年生の英会話及びフランス語の授業実施計画を記載すること。

(1) 英会話

① 1年生

到達目標			
回	授業テーマ	概要	講師
1			

② 2年生

到達目標			
回	授業テーマ	概要	講師
1			

- (注)・様式内に提出者を特定することができる会社名等（社章やロゴマーク等を含む）を記載しないこと。
・内容はA4版10ページ以内に記載すること。また、用紙に片面で印刷すること。
・文字サイズは、図表を除いて10.5ポイントとすること。
・各欄は必要に応じて拡大・縮小して構わない。各授業回ごとに、罫線で区切ること。
・記載内容が複数のページにわたる場合はページ数を記入すること。

(2) フランス語

① 1年生

到達目標			
回	授業テーマ	概要	講師
1			

② 2年生

到達目標			
回	授業テーマ	概要	講師
1			

2. 授業構成内容（必須項目）

※英会話、フランス語の授業のうち任意の1回分について、想定する使用テキストと授業の構成内容例を具体的に記載すること。

（1）英会話

（2）フランス語

3. その他の効果的な授業実施等の提案（任意項目）

※業務説明書Ⅰの4の（1）の到達目標の達成に向け、本大学校フードクエイリティブ学科の特徴を踏まえ、学生の学習意欲を喚起し、効果的なその他の授業実施等について提案する場合は、具体的に記載すること。